

事 務 連 絡
令和6年3月29日

障害福祉サービス事業所等・運営法人 様
(障害福祉サービス等担当者 各位)

鹿児島市障害福祉課長

令和6年度福祉・介護職員等処遇改善加算等に係る届出について（通知）

かねてから、本市障害者福祉行政の推進につきまして、格別のご配慮とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記加算につきまして、令和5年度に算定されている事業者で、令和6年度も引き続き標記加算を算定される場合、令和6年度福祉・介護職員等処遇改善加算等届出書を提出する必要がありますので、下記の要領でご対応くださいますようお願い申し上げます。令和5年度に加算を算定していない事業者の皆様におかれましても、適宜届出を受け付けておりますので、制度の趣旨をご理解いただき、加算の算定をご検討くださいますようお願いいたします。

記

1. 提出期限

○令和6年4月または5月から加算を算定する場合

令和6年4月15日（月）まで【当日消印有効】

※ 期日を過ぎた場合、加算の算定は令和6年6月以降からになります。

○令和6年4月15日までに計画を提出した事業者で、令和6年6月以降の福祉・介護職員等処遇改善加算（新加算）への一本化に合わせて、当初予定した6月以降の新加算の区分を変更する場合

令和6年6月14日（金）まで【当日消印有効】

※ 期日を過ぎた場合は、変更内容は令和6年8月以降から反映されます。

○令和6年6月以降から加算を算定する場合

令和6年4月30日（火）まで【当日消印有効】

○令和6年7月以降から加算を算定する場合

算定月の前々月末日まで

○令和6年7月以降から加算の区分を変更する場合

区分を変更する月の前月の15日（閉庁日の場合は、直前の開庁日）まで

2. 提出方法

持参または郵送

※ 郵送する際は封筒に「福祉・介護職員等処遇改善加算等届出書」と明記してください。

※ できるだけ郵送でご提出下さい。

3. 提出書類

①体制届出書、体制等状況一覧表（様式第6または様式第6の2、別紙1）

※ 様式第6、様式第6の2、別紙1については、現時点で国から様式が示されていないため、別途ご連絡します。

②福祉・介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書（別紙様式2-1）

③個票（令和6年4・5月分）（別紙様式2-2）

④個票（令和6年6月以降分）（別紙様式2-3）

⑤個票（年度内の区分変更がある場合に記入）（別紙様式2-4）

⑥福祉・介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書（別紙様式6-1）

⑦事業所個票（別紙様式6-2）

⑧福祉・介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書（別紙様式7-1）

⑨特別な事情に係る届出書（別紙様式5）※該当となる事業者のみ

※ 計画書は、②～⑤、⑥～⑦、⑧のうち、いずれか1つを提出すること

⑥～⑦は、同一法人内の事業所数が10以下の障害福祉サービス事業所等が使用できる様式で、⑧は、令和6年3月時点で処遇改善加算を取得していなかった事業所が使用できる様式です。

4. 作成書類（提出不要、作成のうえ事業者にて保管してください）

賃金改善確認書（別紙様式8）

※ 法人代表者は賃金改善を行う方法や、職員の処遇改善に要する費用の見込額、就業規則等の内容について、全ての職員に周知した後、「実施計画時」欄に自署で署名を受けてください。賃金改善実施後、実施した対象者から、「実績報告時」欄に自署で署名を受け、実績報告書（令和7年7月末提出期限）と一緒に写しを提出していただきます。

5. 様式

様式につきましては、ホームページに掲載しているものをご使用ください。

鹿児島市HPホーム>メニュー>健康・福祉>障害福祉>指定障害福祉サービス事業者関係>令和6年度福祉・介護職員等処遇改善加算等

【URL】

https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/fukushi/syofuku/r2_syoguukaizen.html

6. 提出先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号（本館1階）

鹿児島市障害福祉課障害施設係

【問い合わせ先】

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号（本館1階）

（令和6年3月まで）

鹿児島市障害福祉課ゆうあい係

電話：099-216-1272 FAX：099-216-1274

（令和6年4月以降）

鹿児島市障害福祉課障害施設係

電話：099-808-6782 FAX：099-216-1274

担当：上野・山下・藤井・竹之内・西内・梅田・阿久根